

令和元年瑞穂町教育委員会第5回定例会 会議録

令和元年5月23日瑞穂町教育委員会第5回定例会が瑞穂ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 村上 豊子 君 ・ 2番 中野 裕司 君 ・ 3番 滝澤 福一 君 ・ 4番 関谷 忠 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長 鳥海 俊身 君 ・ 教育部長 小峰 芳行 君 ・ 教育課長 友野 裕之 君 ・ 指導課長 小熊 克也 君
指導課統括指導主事 稲富 泰輝 君 ・ 社会教育課長 佐久間 裕之 君 ・ 図書館長 町田 陽生 君
庶務係長（事務局） 鳥海 仁 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長 業務報告

日程第3 議案第18号 瑞穂町特別支援教室判定委員会要綱

- 日程第4 議案第19号 瑞穂町特別支援教育通級支援委員会設置要綱を廃止する訓令
- 日程第5 議案第20号 瑞穂町通級指導協議会設置要綱を廃止する告示
- 日程第6 議案第21号 「令和元年度瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」
に伴う有識者の委嘱について
- 日程第7 議案第22号 令和元年度一般会計補正予算（第2号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について
- 日程第8 報告事項1 臨時代理の報告（平成30年度一般会計補正予算（第7号）の原案中教育に関する部分の
意見聴取について）

開会 午前9時00分

鳥海教育長 おはようございます。定刻になりましたので会議を始めさせていただきます。ただいまの出席委員は4名であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年瑞穂町教育委員会第5回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により教育長において、1番、村上委員を指名いたします。

鳥海教育長 日程第2、教育長業務報告を行います。
お手元に配付してあります資料のとおりでございます。
今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。
ご質問もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

鳥海教育長 日程第3、議案第18号、瑞穂町特別支援教室判定委員会要綱、日程第4、議案第19号、瑞穂町特別支援教育通級支援委員会設置要綱を廃止する訓令、日程第5、議案第20号、瑞穂町通級指導協議会設置要綱を廃止する告示については、関連がありますので、一括審議とさせていただきますが、ご異議ございませんでしょうか。
(異議なしの声)

鳥海教育長 それでは、教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 議案第18号から議案第20号については、教育委員会では、平成30年度から町立小学校全校において、通級指導学級を廃し、その代わりとして特別支援教室を設置しました。このことにより、名称等の変更、運営方法等の見直しが必要となったため、議案第18号として新たに「瑞穂町特別支援教室判定委員会要綱」を制定します。これに伴い、必要がなくなった「瑞穂町特別支援教育通級支援委員会設置要綱」を議案第19号により、「瑞穂町通級指導協議会設置要綱」を議案第20号により廃止するものです。

詳細につきましては、指導課長が説明します。

指導課長 それでは、議案第18号、瑞穂町特別支援教室判定委員会要綱の1ページおめくりください。

なお、説明中、瑞穂町特別支援教室判定委員会を「委員会」、同委員会の委員を「委員」と表現します。

第1条は、委員会の設置について定めます。第2条は、委員会の所掌事項を、第3条では委員会の組織について定めます。第4条は、委員の任期について、第5条は、委員会における委員長及び副委員長の選任方法を定めます。

次のページにおめくりいただき、第6条は、会議について、第7条は、委員会の庶務について、第8条は、特別支援教室協議会について、第9条は、委任について定めています。附則1は、施行期日を定めます。附則2は、経過措置として、現在中学校には特別支援教室は設置されていないため、特別支援教室を設置するまでの間、これまでの通級指導学級を存続可能とするものです。

東京都教育委員会では東京都特別支援教育推進計画第二期・第一次実施計画に基づき、令和3年度までに全都公立中学校にて特別支援教室の設置を目指しています。瑞穂町教育委員会としてもこれにあわせて準備を進めていますが、特別支援教室が中学校に設置されるまでの間、通級指導学級は継続されます。

議案第19号及び議案第20号は、議案第18号、瑞穂町特別支援教室判定委員会要綱制定に伴い、廃止するものです。

鳥海教育長 以上で説明は終わりました。これより議案第18号から議案第20号に対する質疑に入ります。

ご質疑はございませんでしょうか。

ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第18号から議案第20号に対する討論を行います。討論ございますでしょうか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

それではお諮りします。議案第18号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし。」との発言)

ご異議なしと認め、議案第18号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長 続いてお諮りします。議案第19号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし。」との発言)

ご異議なしと認め、議案第19号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長 続いてお諮りします。議案第20号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし。」との発言)

ご異議なしと認め、議案第20号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長 日程第6、議案第21号、「令和元年度瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」に伴う有識者の委嘱について、教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 議案第21号については、瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱第5条第2項の規定により、下記の者を有識者として委嘱したいので、本案を提出するものです。氏名、田中洋一、柳澤一夫、濱野裕美。住所、生年月日につきましては記載のとおりです。任期は、令和元年度瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書【平成30年度対象事業分】作成までです。

職歴等につきましては、備考欄のとおりです。

鳥海教育長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。

ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

人事案件でありますので、討論を省略いたします。

それではお諮りします。議案第21号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし。」との発言）

ご異議なしと認め、議案第21号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長 日程第7、議案第22号、令和元年度一般会計補正予算（第2号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について、を議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 議案第22号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、令和元年度一般会計補正予算（第2号）の原案中、教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので、本案を提出するものです。

詳細をご説明します。まず、歳入ですが、ナンバー1、「オリンピック・パラリンピック教育推進校委託金」は、

昨年度に引き続き、小中全7校が当該推進校に指定されたことから、予算化します。

裏面をご覧ください。歳出になります。ナンバー1から3は、オリンピック・パラリンピック教育推進校に小中全7校が指定されたことから、「講師謝礼」及び「委託料」を予算化するものです。ナンバー4は、町の指定文化財である「高根の神輿」について、国（文化庁）の補助により修理することが決定しました。修理費用から、文化庁補助金額を差し引いた額の1/2を町から補助するため、「文化財保存事業費補助金」を予算化するものです。なお、国補助金は事業主である、高根町町内会に直接支払われるため、歳入での予算計上はありません。

鳥海教育長

以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑ございませんでしょうか。

ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第22号に対する討論を行います。討論ございますでしょうか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

それではお諮りします。議案第22号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし。」との発言）

鳥海教育長

ご異議なしと認め、議案第22号は原案どおり可決されました。

日程第8、報告事項1、臨時代理の報告（平成30年度一般会計補正予算（第7号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について）を議題とします。教育部長より説明を求めます。

教育部長

報告事項1については、瑞穂町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定により、教育委員会の権限に属する事務を別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めらるるものです。

平成30年度一般会計補正予算（第7号）の原案中、教育に関する事務に係る部分について、意見を求められ

たので、異議がない旨同意したものです。なお、本補正予算は平成31年3月29日専決処分されています。

詳細について、ご説明します。高等学校等入学時奨学金ですが、補正前の額、240万円に対し、72万円を減額補正し、補正後の額を168万円としました。理由は、当初予算では奨学金の支給予定者数を40人で見込みましたが、実績が28人であったことから、12人分の奨学金を減額したものです。なお、1人あたりの奨学金の額は6万円です。

鳥海教育長 以上で説明は終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

質問もないようですので、終結いたします。

委員におかれましては、さようご了承願います。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は全て終了しました。

これにて令和元年瑞穂町教育委員会第5回定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

閉会 午前9時16分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員